

## 第1回 仮称) 浜田市障がい者差別解消条例策定委員会 会議録(概要)

○開催日時：平成29年1月27日(金) 14:00~16:00

○場 所：浜田市立中央図書館2階 多目的ホール

○出席状況：出席委員 15名、欠席委員 3名、事務局 3名

○会議次第

1. 開会

2. 浜田市健康福祉部長挨拶

3. 委員自己紹介

4. 委員長及び副委員長選出

事務局提案により選出

○委員長：光延委員(島根県立大学教授)

○副委員長：室崎委員(浜田市手をつなぐ育成会会長)

5. 協議事項

1) 条例制定の目的、考え方について(資料2)

今後の進め方(スケジュール)について(資料3)

【質問・意見】

- ・ 障害者差別解消法のガイドラインが出ているのか。
- ・ 浜田市では障がい者対応マニュアルを作っているが、作成していない市もある。事業所でもそれぞれガイドラインは作り、従業員の研修等してもらいたい。
- ・ 事業者用のガイドラインのようなものがあると事業所に周知しやすい。

【事務局】

- ・ 次回会議で、ガイドライン等情報提供できるよう準備する。

2) 条例制定のイメージ(他市の事例)について(資料4)

【質問・意見】

- ・ 各自自治体によって、「障がい」の「がい」の字が漢字やひらがなで記載されているが、どちらがいいか当事者の意見も聞いてみたい。
- ・ 条例制定のイメージは分かったが、条例制定後のイメージがわからないため、条例を制定することによっての影響や変化なども先進地の方に聞いてもらいたい。
- ・ 相談の現場にいと、いろいろな場面でご本人さんが納得できないことやコミュニケーションに困っている実態がある。アンケートの結果で、改めて気づくこともあると思うので、そういったところにもこの条例の意義はあると思う。
- ・ 条例を作り、市民啓発など市の取り組みとして強化して欲しい。
- ・ 浜田市が条例を制定することで、条例の制定を考えていない他の市町への波及を期待している。
- ・ 条例ができた後、啓発活動をするための予算がつくだろうか。
- ・ 条例を作る過程も大事だと思うので、どんどん情報発信をしていただきたい。

【事務局】

- ・ 次回会議で、先進地の取り組みで、条例制定後どう変わったかということがあれば紹介する。

- ・ 条例制定後、市民啓発は必要となってくるため、予算の必要性は訴えていきたい。
- ・ 今回は、会議の公開や報道へ投げ込みをしていない。委員会の公開やPRも大事だと思うので、アンケートが集まって実質審議の際、これだけ多くの人に参加してもらい条例を検討しているというPRなどしていきたいと思う。

### 3) 市民意見の集約（差別事例の募集）について（資料5）

#### 【質問・意見】

- ・ 市民意見の収集予定数 200 人～300 人とあるが、100 人の差は大きいので、できるだけ 300 人に近い多くの人の意見を聞いた方がいいと思う。
- ・ アンケート回答票を「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように」ということをすべて含むアンケートに改めた方がいい。
- ・ 体験のみを書くのではなく、どういったことが必要だったかという欄も必要ではないか。
- ・ アンケート回答票の表面「障がいのある方で差し支えなければ以下もご記入ください」とあるが、裏面の体験については、本人の障がい種別も関係してくるため、できるだけ種別を書いてもらったほうが良いのではないか。
- ・ 情報収集目的の記入は必要ではないか。
- ・ アンケートに記入してあったものを啓発活動で使うのであれば、(チラシなど) それも伝えておくことが必要かなと思う。

#### 【事務局】

- ・ いただいた意見を集約したものでアンケート回答票を修正し、再度委員の方に送付するので、確認をお願いする。

### 4) その他

- ・ 条例に「精神障がい（発達障がいを含む）」という表現は不適切であり、「精神障がい」と標記すべきではないか。
- ・ 障がい差別解消に関する啓発活動の取組みは繰り返し行う必要があり、また啓発活動に要する予算をしっかりと確保する必要がある。
- ・ 策定委員にもっと教育関係者を入れる等、すそ野を広げる取組みが重要である。
- ・ 寝たきりの大人の外出の機会が増えるよう、大人のオムツ交換用ベッドが設置されたトイレをゆうひパーク浜田に設置して欲しい。
- ・ アンケートを配布する際、記載例があった方がよい。
- ・ 重度の知的障がい者の代弁者は保護者がするが、比較的軽度知的障がい者の方の意見を聴く場を別に設ける必要がある。

### 6. 次回（第2回）策定委員会予定（6月）

詳細については、事務局から候補日をあげて案内する予定。

### 7. 閉会